

**公益財団法人名古屋ケーブルビジョン  
役員等の報酬等及び費用に関する規程**

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人名古屋ケーブルビジョン（以下「この法人」という。）定款第18条及び第32条の規程に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** この法人は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員は別表の額の報酬を理事会で決定し支給する。
- 3 常勤役員には、賞与は支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ、別表の額の退職慰労金を理事会で決定し支給することが出来る。
- 5 非常勤役員及び評議員は、この法人の定款第16条及び第32条の規程に基づき無報酬とする。

(報酬等の支給方法等)

**第4条** 常勤役員の報酬等は、年額を12月に分割し月毎に支給する。

- 2 支給日、支給方法及び控除する額等支給に関する詳細は、この法人の職員の給与規程（以下「給与規程」という。）に準じて支給する。

(費用)

**第5条** 非常勤役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席するための旅費は、この法人の職員の旅費規程に準じて支給する。

2 前項のほか、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

3 常勤役員には通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その支給方法は、給与規程に準ずる。

(公表)

**第6条** この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

**第7条** この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表

常勤役員の報酬の額（年額／人）	1,200万円以内
常勤役員の退職慰労金の額	(報酬の額／12) × 在任年 × 2 以内